

受診される方へ

# 紹介状を持参すると

## 選定療養費はかかりません

選定療養費とは、厚生労働省が医療機関の機能分担の推進を図るために定めた制度です。

**救急対応が必要な状態の方などは除く**

### 初診時

**7,700 円**

紹介状を持たずに初めて当院を受診される場合、原則、選定療養費として、保険診療費とは別に左記の料金を徴収させていただきます。

### 再診時

**3,300 円**

当院が他の医療機関への紹介をご案内した後も引き続き当院での診療を希望して受診される場合、再診毎に選定療養費がかかります。

- ☑ 医師の判断で、当院での継続治療が必要な方からは選定療養費はいただきません。
- ☑ 医師の判断で、救急の状態である方からは選定療養費はいただきません。
- ☑ 当院に通院中の方で、紹介状を持参せずに、ご自身の希望で新たに別の診療科を受診される方からは選定療養費をご負担いただきます。
- ☑ 当院に受診歴がある方、診察券をお持ちの方でも、一度治療が終了・中断されている場合は選定療養費をご負担いただきます。

**令和6年4月1日 開始**

#### 選定療養費が不要の方

○初診 ○初診・再診共通

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 当院医師から院内紹介され、別の診療科に受診する方
- 南町クリニック、関越クリニック、関越腎クリニックの医師から当院受診を勧められた方
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査を必要とする方
- ◎救急対応が必要な状態であると医師が判断した方
- ◎外来受診しそのまま入院となった方
- 近隣の他の医療機関では治療できない専門科の症状があり、当院での治療が必要な方(泌尿器科、形成外科等)
- ◎労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ◎公費負担医療制度の対象である方

## 地域の救急病院としてがんばります

関越病院は従来通り、地域の皆さまに質の高い継続性のある医療とケアを提供できるよう、努めてまいります。

 関越病院